

秋田市告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月12日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム八橋	秋田市八橋イサノ一丁目2番4号	令和7年12月1日
ケアプランセンターふく灯り	秋田市東通館ノ越13番36号	令和8年1月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ほの花調剤薬局いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	令和7年12月31日